

道央廃棄物処理組合行政財産規則

(令和6年2月29日規則第1号)

(目的)

第1条 道央廃棄物処理組合行政財産（以下「行政財産」という。）の管理及び使用については、この規則の定めるところによる。

(私権の設定等のある財産の取得)

第2条 行政財産を取得する場合において、その目的物に私権が設定されているとき、又は特殊な義務が附帯しているときは、これを消滅させなければ当該財産を取得することができない。ただし、当該私権又は特殊な義務が、その使用目的を阻害するおそれがなく、かつ、管理者が公益上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第3条 取得した行政財産の代金の支払は、登記又は登録を要するものにあつては、その手続を完了した後、その他のものにあつてはその引き渡しを受けた後でなければならない。ただし、相手方が国若しくは他の地方公共団体である場合又は特別の理由があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

(境界)

第4条 土地を取得する場合は、当該土地の面積を実測し、境界を明らかにしなければならない。ただし、既に確実な実測がなされている場合は、この限りでない。

(事故報告)

第5条 天災その他の事故により行政財産を滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載し報告書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 行政財産の表示及び事故の発生前の状況
- (2) 事故の発生の日時及び発見の経緯
- (3) 事故の種類及び内容並びにその発生原因
- (4) 損害の数量及び程度
- (5) 損害見積額及び復旧可能なものについては、復旧に必要な経費の見積額
- (6) 損害を受けた行政財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- (7) その他必要な事項

(行政財産の目的外使用許可)

第6条 道央廃棄物処理組合財産条例（平成26年条例第22号）（以下「条例」という。）において準用する千歳市財産条例（昭和39年条例第21号）第2条に規定する使用許可については、次の各号の一に該当する場合に限り許可することができる。

- (1) 直接若しくは間接に道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の事務

若しくは事業の便宜となる時又は施設の運営を増進することとなる時。

- (2) 国又は他の地方公共団体等において、組合の事務又は事業に関連ある事項を処理するため、その施設の用に供するとき。
- (3) 電線を架設し、電柱を建設し、又は地下に水道管、ガス管その他の工作物を設置しようとするときで、特に必要やむを得ないものであると認められるとき。
- (4) 道央廃棄物処理組合規約第2条に定める組合を組織する市町の住民が、町内会、婦人団体、青少年団体等の活動のために使用するときで、やむを得ないものであると認められるとき。
- (5) 職員その他組合の施設を利用する者の福利厚生施設として、食堂、売店、理容所等の経営を行うため、その用に供するとき。
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び第55条の2の規定に基づき、職務に専念する義務の免除を受けている職員が、その事務を行っている団体に使用させるとき。
- (7) 一時的な使用で、行政財産の目的を特に妨げないと認められるとき。
- (8) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (9) その他管理者がやむを得ないと認めるとき。

2 前項の使用許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、同項第3号に掲げる場合及び管理者が特に認めた場合は、5年以内とすることができる。

（組合の事務、事業のための使用許可）

第7条 次の各号の一に該当する施設の使用については、使用許可を要しない。ただし、使用については、事前に決裁を受けなければならない。

- (1) 報道関係者の室
- (2) 庁舎等の管理業務及び組合の事務、事業の委託を受けた者が、業務を行うに必要な室
- (3) 指定金融機関等の派遣職員が、その事務を行うに必要な室

2 前項の規定により行政財産を使用させる場合は、総務課長は、常に使用状況を把握するとともに適切な指示をしなければならない。

（使用許可の申請）

第8条 使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は必要があると認めるときは、前項の使用許可申請書に添えて使用の内容、方法等についての説明書を提出させることができる。

（使用許可）

第9条 管理者は前条第1項に規定する使用許可申請書の提出があつた場合は、当該申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは行政財産使用許可書（第2

号様式)を交付するものとする。

(使用料)

第10条 前条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例により無償となる場合を除き、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の算定は、別表1の定めるところによる。

(使用料の月割計算及び日割計算)

第11条 使用料の額は、使用許可の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない期間があるときは当該期間について月割計算により算定した額とし、使用許可の期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない期間があるときは当該期間について1月を30日として日割計算により算定した額とする。

(使用許可の取消し又は停止)

第12条 使用者が使用許可の条件に違反したときは、管理者は直ちに使用許可を取り消し、又は停止することができる。この場合において使用者が損害を被ることがあっても組合はその責めを負わない。

2 前項に規定するもののほか、公益上管理者が必要と認めるときはいつでも使用許可を取り消し、又は停止することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、前条第2項の規定により使用許可を取り消し、若しくは停止したとき、又は管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第14条 使用者は、使用許可を受けた物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(災害等の届出)

第15条 天災その他の事故により使用許可を受けた行政財産に異常が生じたときは、使用者は、直ちに現況を調査し必要な応急措置を講ずるとともに文書にその概要を記載し、管理者に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、使用許可を受けた期間が満了し、又は使用許可が取り消されたときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、使用許可を受けた期間中に当該行政財産が第三者によってき損し、又は滅失されたときは、不可抗力によるもののほか、その損害を賠償しなければならない。使用許可の条件に違反し、当該行政財産の原形を変更し、又は故意若しくは過失によりこれを荒廃させ損傷し、若しくは亡失したときもまた同様とする。

(使用料の納入)

第 18 条 使用料は、次に掲げる区分により納入させなければならない。ただし、使用者が国又は他の地方公共団体若しくは電柱等を設置する第 1 種電気通信事業者若しくは電気事業者の場合は、契約で定める期日とすることができる。

(1) 使用許可の期間を年をもつて定めるものは、使用許可後又は年度開始後 30 日以内にその会計年度の全額

(2) 使用許可の期間を月又は日をもつて定めるものは、使用許可後 10 日以内にその全額

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、使用許可の期間が満了しなければ使用料が算定できないものは、当該使用許可の期間の満了後 30 日以内にその会計年度の全額。ただし、使用料を月額をもつて定めるものは、当該月の満了後 30 日以内に当該月の全額

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項(ただし書及び第 3 号を除く。)の規定にかかわらず、使用料を分納させることができる。

(台帳)

第 19 条 総務課長は、公有財産の全部につき公有財産台帳(以下「台帳」という。第 3 号様式)を備えなければならない。

(台帳登録価格)

第 20 条 台帳に登録すべき公有財産の価格は、次に掲げる区分によって定めなければならない。

(1) 土地については、固定資産税評価額に準じて評定した価格(次号において「評定価格」という。)

(2) 建物については、評定価格又は建築費若しくは製造費。ただし、これによることが困難なものは見積価格

(3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 238 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する権利にあっては、取得価格。ただし、取得価格によることが不適當なものは見積価格

(面積登録の要件)

第 21 条 台帳に登録する土地及び建物の面積は、実測面積又は公簿面積によらなければならない。

(証拠書類による登録)

第 22 条 台帳に登載する場合は、次の証拠書類によらなければならない。

(1) 購入、交換又は売払いに係るものは、その契約書類

(2) 寄附に係るものは、寄附者の提出した書類及び受理の関係書類

(3) 公有財産の滅失、損傷その他前各号以外の理由に係るものは、その事実を証する書類

(台帳附属図面)

第 23 条 台帳には、当該台帳に登録されている土地、建物及び土地に係る権利については、図面を附属させておかなければならない。

(附属図面の修正)

第 24 条 公有財産の異動を台帳に登録する場合において、附属図面がある場合は、その附属図面を修正しなければならない。

(使用許可簿)

第 25 条 使用許可をした場合は、行政財産使用許可簿（第 4 号様式）を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(補則)

第 26 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表 1（第 10 条・第 11 条関係）

公有財産使用料算定基準

第 1 土地使用料算定基準

次の算式により、算定した額をもつて使用料年額とする。

1 住宅用又は非営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格の 100 分の 4

2 営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格の 100 分の 5

(注) 1 「住宅用」とは、生活の本拠としての住宅の用に供する場合をいい、併用住宅の敷地の用に供する場合を含む。ただし、営利法人の社宅、従業員宿舍の用に供する場合は、営利用とする。

2 「非営利用」とは、相手方が国、他の地方公共団体、その他公共団体、特別の法律に基づき国又は地方公共団体が出資している法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人であって、当該土地をその事務、事業の用に供する場合及びその他営利を目的としないと認められる用途に供する場合をいう。

3 「営利用」とは、住宅用又は非営利用以外の用途に供する場合をい

う。

4 相続税課税標準価格の算定は、次による。

(1) 昭和 39 年 4 月 25 日直資 56 直審 (資) 17 国税庁長官通達「財産評価基本通達」の規定に基づく路線価方式又は倍率方式により算定した価格とする。

(2) 当該土地が 2 以上に区分して路線価の設定されている道路に接している場合は、原則として路線価の異なる画地ごとに分けて算定し、これらを合計して使用料等年額とする。

5 「前年分」とは、使用許可期間、貸付期間若しくは使用料等の適用期間が満了するため、使用料等を改定する場合又は使用許可若しくは新規貸付をするため、使用料等を算定する場合における使用料等の適用期間の初日に属する年の前年分をいう。

第 2 建物及び工作物使用料算定基準

1 建物

次の各号の規定によって算出した額の合計額に当該使用許可を当該建物の延面積で除して得た数（小数点以下 5 位の数は、4 捨 5 入する。）を乗じて得た額を使用料の年額とする。

(1) 当該建物の時価に 100 分の 4 を乗じて得た額

(2) 当該建物の複成価格の 100 分の 80 に相当する額を次の表に定める耐用年数で除して得た額

主要構造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及びこれらに準ずるもの	65
ブロック造、れんが造及びこれらに準ずるもの	50
木造及び他の区分に該当しないもの	30

(3) 当該建物の占める土地についての第 1 「土地使用料算定基準」の規定による使用料相当額（当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあつては、当該土地の部分の賃借料の年額）

(注) 使用料を算定する場合については、計算の結果円未満の端数が生じた場合は、その都度端数を切り捨てるものとする。

2 工作物

電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）等法令の規定によるもののほか、管理者が定める。

第 3 前年次使用料の調整措置

使用料算定基準により算定した額が、前年次の使用料年額以下である場合（建物及び工作物を除く。）は、前年次の使用料年額をもつて使用料年額とする。

第4 使用料の改定等

- 1 使用料は、この基準に基づいて算定した額をもつて、次回の固定資産税評価換えの年の翌年の3月31日まで適用するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、経済事情の変動その他の事情により使用料の額が不相当となったときは、随時改定するものとする。

第5 電柱等を設置する場合の土地使用料

1 使用料算定基準

電気通信事業法施行令別表第1（以下「別表」という。）に定める額によるものとする。

2 使用料の改定

別表に定める額の改定があつた場合は、その都度使用料を改定するものとする。

第6 自動販売機を設置する場合の使用料

1 飲料の自動販売機

その設置場所にかかわらず、1会計年度における売上額の100分の10に相当する額をもつて使用料の年額とする。

2 飲料以外のものの自動販売機

その設置場所にかかわらず、1台当たり月額1,500円とする。

第7 簡易型携帯電話の基地局その他これに類するもの（以下「基地局等」という。）を設置する場合の建物使用料

基地局等の種別又は設置場所にかかわらず、1基当たり年額1,500円とする。

第8 無償、減額基準

- 1 行政財産 法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用許可を受ける者に対する使用料で、道央廃棄物処理組合財産条例において準用する千歳市財産条例第2条第2項後段の規定で無償又は減額する範囲は、次のとおりとする。

(1) 無償

ア 第6条第2項第1号の使用許可。ただし、その使用が営利を目的とする場合を除く。

イ 第6条第2項第2号の使用許可。ただし、国が使用する場合を除く。

ウ 第6条第2項第3号の使用許可。ただし、設置する電柱その他の施設が組合の施設でのみ使用する場合に限る。

エ 第6条第2項第4号の使用許可

オ 第6条第2項第5号の使用許可。ただし、管理者が特に必要と認める場合を除き、公共的団体が使用する場合に限る。

カ 第6条第2項第6号の使用許可

キ 第6条第2項第7号の使用許可。ただし、他の地方公共団体等が使用する
場合及び組合が共催又は後援する事業に使用する場合に限る。

ク 第6条第2項第8号の使用許可

ケ 第6条第2項第9号の使用許可。ただし、その使用が営利を目的としな
い場合及び組合の施設を公開する場合で、入場者等へのサービス等を組合
以外の者に行わせるため、庁舎、事務所等の施設の一部を使用させるとき
に限る。

(2) 減額

第6条第2項第1号の使用許可で、施設の使用を認めなければ、組合所
有施設の機能又は効用が発揮できない場合にあっては、次に掲げるものの
使用料の8割以内の額を減額することができる。

ア 第2「建物及び工作物使用料算定基準」の規定により算定した使用料
イ アの使用料を減額された使用者が同一の施設等に自動販売機を設置す
る場合には、第6「自動販売機を設置する場合の使用料等」の規定により
算定した使用料

ウ 飲料以外のものの自動販売機を設置する場合には、第6「自動販売機を
設置する場合の使用料等」第2項の規定により算定した使用料

第9 光熱水費等の徴収

公有財産を使用させる場合において、当該使用に関し、次の費用をその使
用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額を徴収するもの
とする。

(1) 電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金

第1号様式

行政財産使用許可申請書

年 月 日

道央廃棄物処理組合
管理者 様

住所
申請者
氏名 印

下記により行政財産の使用の許可を申請します。

記

1 目的

2 場所・範囲

3 数量

4 希望使用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 その他参考事項

第 2 号様式

道央廃組第 号
年 月 日

住所
使用者
氏名

道央廃棄物処理組合
管理者 印

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 目的

2 場所・範囲

3 数量

4 使用許可期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 使用料

6 その他

